

改善報告書

令和 3年 7月 28日

1. 大学名：新潟医療福祉大学

2. 認証評価実施年度：令和 2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準の策定及び学生への明示並びに情報公表がなされていないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

修士課程4専攻（保健学専攻、健康科学専攻、社会福祉学専攻、医療情報・経営管理学専攻）並びに博士後期課程1専攻（医療福祉学専攻）における学位論文に係る評価にあたっての基準を策定し、令和2年（2020年）12月2日開催の大学院委員会の審議を経て学長決定後、大学ホームページに公開した。

また、学生便覧・履修の手引き（大学院）にも明示し、新入生に対しては新入生オリエンテーション等にて研究科長より説明することとした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-1の資料

- ・修士課程4専攻（保健学専攻、健康科学専攻、社会福祉学専攻、医療情報・経営管理学専攻）における学位論文に係る評価基準
- ・博士後期課程1専攻（医療福祉学専攻）における学位論文に係る評価基準
- ・大学院ホームページ（修士課程4専攻、博士後期課程1専攻）
- ・2021年度 学生便覧・履修の手引き（大学院）：P189、P198
- ・2020年12月2日大学院委員会議事録
- ・2021年度大学院オリエンテーションプログラム